

特定求職者雇用開発助成金

よくある質問について



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・ 沖縄労働局 ・ ハローワーク

特定求職者雇用開発助成金の申請にあたって、事業主の皆様からの「よくある質問」についてまとめています。

支給申請書の提出をする際は、事前に内容のご確認をお願いします。

ご不明な点がございましたら、沖縄助成金センターまでお問い合わせください。

目次（1／2）

- ① 支給申請書が郵送されてきました。必ず申請しなければいけないのですか？・・・P 5
- ② 支給申請書が郵送されてきました。申請したら必ずもらえますか？・・・P 6
- ③ どのような場合に**不支給**となりますか？・・・P 7
- ④ 第1期の支給申請で**どのような書類**を提出したらいいですか？・・・P 8
- ⑤ 申請は必ず沖縄助成金センターへする必要がありますか？・・・P 9
- ⑥ 申請は**郵送**でも可能ですか？・・・P 10
- ⑦ **自社の従業員**に申請をさせる予定ですが、提出時に**委任状**は必要ですか？・・・P 12
- ⑧ **郵送**で提出する場合も**委任状**は必要ですか？・・・P 15
- ⑨ 支給申請書は**鉛筆**で書いてもいいですか？
また書き間違えた場合どうしたらいいですか？・・・P 16
- ⑩ 支給申請書に「**助成金支給番号**」を書く欄があります。この番号はどこを見たら分かりますか？・・・P 17
- ⑪ 支給申請書を**紛失**してしまいました。どうしたらいいですか？・・・P 18

目次 (2/2)

- ⑫ 第2期以降の支給申請書も、今回のように郵送されるのでしょうか？ P 19
- ⑬ 忙しくて第1期の申請期間を徒過してしまいました。申請できますか？ P 20
- ⑭ 第1期の申請期間を徒過してしまいました。第2期は申請できますか？ P 21
- ⑮ 第1期の支給申請後に、対象者を事業主の都合で解雇しました。
この場合、助成金は支給されますか？ P 22
- ⑯ 対象者が支給対象期間の途中で退職しました。申請は可能ですか？ P 23
- ⑰ 対象者が支給対象期間の最終月の末日で退職しました。申請は可能ですか？ . . . P 25
- ⑱ 対象者が雇用調整助成金も受給しています。申請は可能ですか？ P 27
- ⑲ 個人事業所ですが、登記簿謄本や就業規則は提出する必要がありますか？ . . . P 29
- ⑳ 対象者が、支給対象期間の間、本人都合の欠勤が多いですが、
この場合、助成金は支給されるのでしょうか？ P 30
- ㉑ 対象者が、支給対象期間の間、新型コロナの影響による欠勤が多いのですが、
この場合、助成金は減額支給されるのでしょうか？ P 31

よくある質問①

助成金センターより、特定求職者雇用開発助成金の支給申請書が**郵送**されてきました。この場合、**必ず申請しなければいけないのでしょうか？**

A

申請するかどうかは事業主の判断になりますので、必ず申請しなければいけないものではありません。

申請する場合、審査へのご協力をお願いします。また、審査にあたり、実地調査も実施する場合がありますので、併せてご協力をお願いします。

- 助成金センターの審査に協力することが受給のための要件となります。

(審査への協力の具体例)

- ・ 審査に必要な書類を整備・保管する
- ・ 助成金センターより書類の提出を求められたら応じる
- ・ 助成金センターの実地調査に応じる

よくある質問②

特定求職者雇用開発助成金の支給申請書が郵送されてきました。**申請したら必ずもらえますか？**

A

提出された書類を審査のうえ、支給要件を満たしている場合に支給いたします。

最近、以下のような事例で不支給となるケースが多くなっています。ご注意ください。

- 法定労働関係帳簿（出勤簿、賃金台帳など）、会計帳簿（総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳など）が作成されていない
- 賃金の未払い・一部未支給、残業手当を支払っていない
- 事業主都合による休業にもかかわらず、休業手当を支払っていない
- 助成金の支給審査に必要な書類の提出がされない（未提出）

労働基準法
違反

よくある質問③

どのような場合に**不支給**となりますか？

A

このような場合、不支給となります。

- 支給申請日の属する年度の前年度よりも前のいずれかの保険年度の労働保険料を納付していない場合
- ハローワーク等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、または違法行為があり、かつ当該対象労働者から求人条件が異なることについて申出があった場合
- 支給対象期における対象労働者に対する賃金を、支払期日を超えて支払っていない場合（時間外手当、休日出勤手当など基本給以外の手当等を支払っていない場合も含む）

※他にも不支給となる要件があります。
詳細は、同封のリーフレットをご確認ください。

よくある質問④

沖縄助成金センターより、特定求職者雇用開発助成金に関する書類が届きました。第1期の支給申請を行うにあたり、**どのような書類を提出したらいいのでしょうか？**

A

特定求職者雇用開発助成金の支給申請を行う際は、同封の支給申請書や対象労働者の雇用契約書（写）、タイムカード（写）などの提出が必要になります。

申請にあたり必要となる書類は、同封の「第1期提出書類自主点検シート」に詳しく記載していますので、そちらをご確認ください。

よくある質問⑤

特定求職者雇用開発助成金の申請は、必ず沖縄助成金センターに**提出**する必要がありますか。

A

事業所の管轄がハローワーク那覇以外の場合、各管轄のハローワークへ提出することが可能です。

事業所の管轄がハローワーク那覇の場合は、お手数ですが、直接沖縄助成金センターへご提出をお願いします。

また、郵送での申請や電子申請も可能ですので、いずれかの方法で申請してください。

よくある質問⑥

特定求職者雇用開発助成金の申請は、**郵送**でも可能
ですか？

A はい、郵送での申請も可能です。

 ただし、郵送の場合は**以下の点**を**必ず守って**ください。 

1. 郵送事故の防止のため、**簡易書留**、**レターパック**など、必ず配達記録の残る方法で郵送してください。
2. 郵送の場合、**申請期限内に必着**しなければなりません。**申請期限を過ぎた後に書類が到達した場合は、受理できません**のでご注意ください。
3. 書類の不備や記入漏れがないよう、事前に『提出書類自主点検シート』の内容をよくご確認のうえ、送付をお願いします。

特定求職者雇用開発助成金の申請は、**郵送**でも可能ですか？

※郵送で申請する際は、以下の住所、宛名を記入して送付をお願いします。

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

那覇第2地方合同庁舎1号館1階

沖縄労働局 職業対策課 沖縄助成金センター
特定求職者雇用開発助成金 ご担当者 様

宛名には、助成金名を書いてください。

自社の従業員に支給申請書の提出をさせる予定です。
委任状は従業員(社員)でも必要ですか？

A

自社の従業員が支給申請書を窓口に提出する場合、委任状が必要です。

なお、事業所の代表者が窓口へ提出する場合、委任状は当然不要ですが、運転免許証などで本人確認をいたしますので、あらかじめご了承ください。

※委任状が必要な場合については、次のページに詳細を書いていますので、ご確認ください。

自社の従業員に支給申請書の提出をさせる予定です。**委任状**は従業員(社員)でも必要ですか？


1 事業主が会社の従業員などに提出行為を行わせる場合

	運転免許証などの身分証の確認	委任状の有無	支給申請書などの代理人欄への連絡先の記載の有無
従業員が 、支給申請等に係る手続きのうち、 提出行為のみ を行う場合 (意思決定の主体とならない場合)	○ (必要)	× (不要)	× (不要)
従業員が 、支給申請等に係る手続きのうち、 提出行為以外も行う 場合 (意思決定の主体となる場合)	○ (必要)	○ (必要)	○ (必要)
役員、事業所の長(※)が 事業主の代理人として支給申請等の手続きを行う場合 (※支店長や店長など営業・事業の主任者であることを示す名称が付されたものに限る)	○ (必要)	× (不要)	× (不要)

2 事業主が会社の従業員以外に提出行為を行わせる場合

	運転免許証などの 身分証の確認	委任状の 有無	支給申請書などの代理人欄への 連絡先の記載の有無
社会保険労務士が支給申請等に係る手続きを代行又は代理する場合	○ (必要)	× (不要)	○ (必要)
弁護士が支給申請等に係る手続きを代理する場合	○ (必要)	× (不要)	○ (必要)
支給申請事業主の事業所の従業員以外の代理人が、支給申請等に係る手続きを代理する場合	○ (必要)	○ (必要)	○ (必要)

委任状の様式は、沖縄労働局のホームページからダウンロードできます。


[沖縄労働局](#) > [法令・制度・施策・手続き](#)
 > [雇用関係助成金](#) > [手続き](#) > [各種助成金](#)



「支給申請書等の提出時には、委任状の提出及び身分証の確認が必要になりました。」

と書かれた記事をクリックすると委任状の様式を印刷できます。

よくある質問⑧

特定求職者雇用開発助成金について、**郵送**で申請予定ですが、**委任状**も添付する必要がありますか？

A

郵送で申請する場合、委任状を添付する必要はありません。

委任状の添付が必要になるのは、以下の場合となります。

- 委任状の添付は、従業員の方などで、当事業所の代表者の代理で窓口
(※) へ来所し、提出する場合に必要となります。(12ページを参照ください)

(※) 沖縄助成金センターまたはハローワークの窓口

※注意事項

事業所の従業員以外の方が代理人として郵送で支給申請を行う場合は、委任状と本人確認できる書類（免許証等の写し）が必要になります。

よくある質問⑨

支給申請書などは鉛筆で書いてもいいですか？
また、書き間違えた場合、どうしたらいいですか？

A

支給申請書などの様式は、黒のボールペンでご記入をお願いします。（※鉛筆は使用しないでください。）

また、消えるボールペンや修正液は使用しないでください。書き間違えたため、訂正を行う場合は、二重線を引き正しい内容を記載してください。

※特定求職者雇用開発助成金の申請様式は、厚生労働省のウェブサイトからダウンロードが可能です。申請様式をダウンロードし、パソコンから入力したものを提出しても構いません。

よくある質問⑩

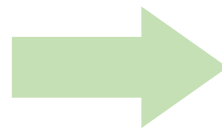
支給申請書に「**助成金支給番号**」を記入する欄があります。この番号はどこを見たら分かりますか？

A

送られた書類の宛名の「裏面」に助成金支給番号が記載されています。

〒900-●●●●
那覇市△△-△△
株式会社■■■様

裏面に
書かれています



株式会社■■■ 殿

「特定求職者雇用開発助成金」についてのお知らせ

1 対象労働者
対象者名 ○○○
助成金支給番号 0002-

「「特定求職者雇用開発助成金」についてのお知らせ」と書かれた文書の対象者名の下に「助成金支給番号」が記載されています。

よくある質問⑪

特定求職者雇用開発助成金の申請書等を**紛失**してしまいました。どうしたらよいでしょうか。

A

特定求職者雇用開発助成金の申請様式は、厚生労働省のウェブサイトからダウンロードが可能です。

必要な様式を印刷してご使用ください。

厚生労働省 雇用関係助成金

検索 

こちらをクリックすると、厚生労働省のウェブサイトへ遷移します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

よくある質問⑫

第2期以降も、今回のように沖縄助成金センターより支給申請書が郵送で送られてくるのでしょうか？

A

支給申請書を郵送で送付するのは、今回のみとなります。

そのため、封筒の中には、第1期及び第2期以降の「支給申請書」も同封していますので、第2期以降の支給申請期間まで大切に保管しておいてください。

※同封の資料【「特定求職者雇用開発助成金」についてのお知らせ】には、第1期及び第2期以降の申請期間も記載されています。申請期間についても必ずご確認くださいませようお願いします。

よくある質問⑬

忙しくて第1期申請期間を**過ぎている**のに気づきました。
申請期間が過ぎていても申請できますか？

A

申請期間を過ぎている場合、支給申請書は受理できません。

申請をする際は、時間に余裕をもって書類提出の準備をしていただくようお願いします。

よくある質問⑭

特定求職者雇用開発助成金の第1期申請期間を徒過してしまいました。第2期は申請できますか？

A

第1期の申請期間を徒過した場合、第1期について支給対象になりませんが、第2期の申請は可能です。申請にあたっては、以下の点にご注意ください。

- 提出書類は第2期のものだけでなく、第1期の申請に必要な書類も併せてご提出ください。
(雇入れ時の雇用契約書(写)、登記簿謄本(写)、就業規則(写)など)
(第1期支給対象期間内のタイムカードや賃金台帳など)
- 「支給申請書」は「第1期支給申請書」を使用し、支給申請期欄には「第2期」と記入して提出してください。

よくある質問⑮

特定求職者雇用開発助成金の支給申請後に、対象者が事業主都合で解雇しましたが、助成金は支給されるのでしょうか？

A

支給対象期間中や支給決定までに、対象労働者を事業主都合で離職（※解雇等）させた場合、不支給となります。

また、対象労働者の解雇等を実施した日以後「3年間」は同一コースでの新たな申請はできません。

※解雇等とは、事業主都合による解雇はもちろんのこと、事業主の勧奨等による任意退職等も含み、具体的には、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因が「3」になる離職をいいます。



よくある質問①⑥

特定求職者雇用開発助成金の対象者が支給対象期間の途中で退職したのですが、申請は可能ですか？

A

支給対象期間の途中で退職した場合、その対象期は不支給になりますので、申請はできません。

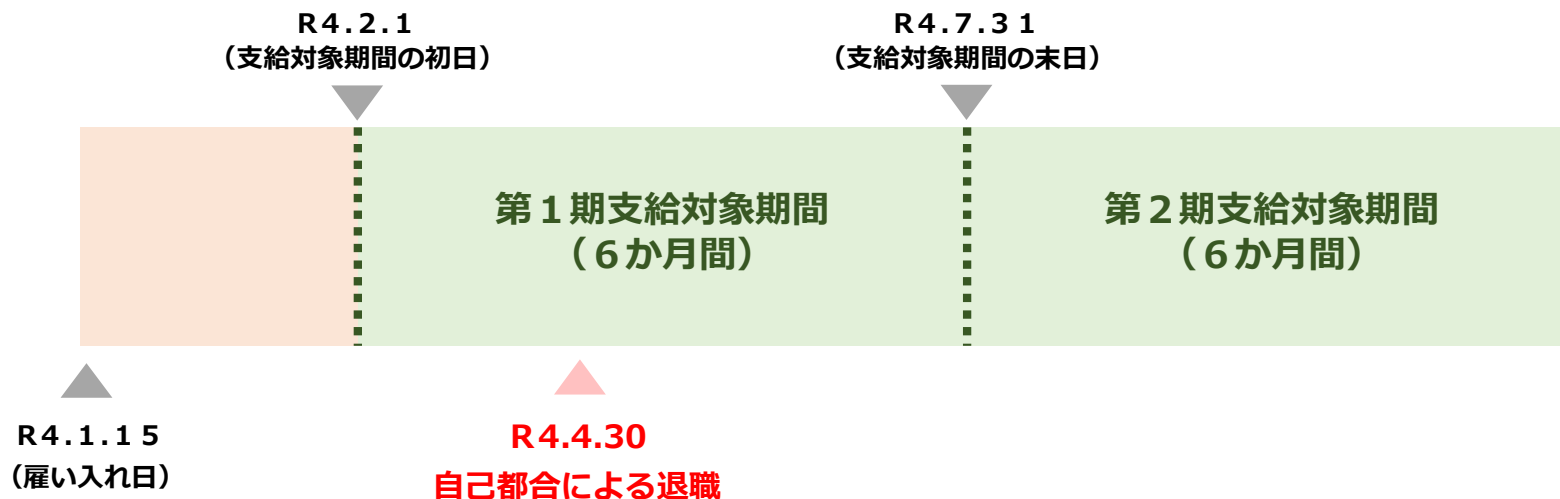
ただし、以下の退職理由の場合は、申請が可能です。

1. 対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇
2. 対象労働者の死亡（事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く）
3. 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったことによる解雇
4. A型事業所に雇用された者で、事業所の就労支援により一般就労へ移行（離職の日からA型事業所以外の事業主に一般被保険者として雇用されること。）したことによる退職の場合

ただし、支給対象期が第1期で、離職日が第1期の支給対象期間の初日から起算して1ヶ月以内の場合には、上記理由による退職であっても不支給となります。

特定求職者雇用開発助成金の対象者が対象期間の途中で退職したのですが、申請は可能ですか？

【イメージ】 ※賃金締日が末日締めの場合



この場合、支給対象期間の途中で退職しているため、不支給となります。



よくある質問①⑦

特定求職者雇用開発助成金の対象者が支給対象期間の最終月の末日で退職したのですが、申請は可能ですか？

A

支給対象期間の最終月の末日で退職した場合、退職理由が「本人の都合による退職」の場合のみ、申請が可能です。

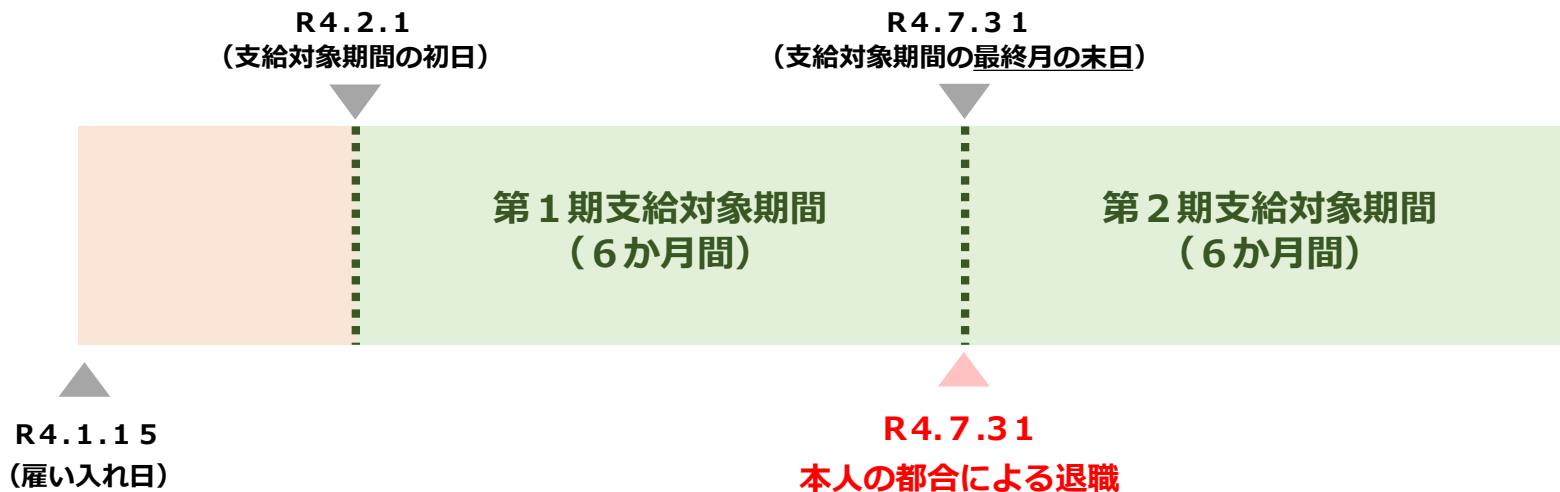


よくある質問⑱

※続き

特定求職者雇用開発助成金の対象者が対象期間の最終月の末日で退職したのですが、申請は可能ですか？

【イメージ】 ※賃金締日が末日締めの場合



この場合、支給対象期間の最終月の末日で退職、かつ、退職理由が本人の都合による退職のため、申請は可能です。

よくある質問⑱

特定求職者雇用開発助成金の対象者ですが、雇用調整助成金も受給しています。この場合、申請は可能ですか？

A

対象労働者が同一で、支給対象期間内の休業による雇用調整助成金を受給している場合、併給ができないため、特定求職者雇用開発助成金については不支給となります。

ただし、特定求職者雇用開発助成金を受給したい場合、雇用調整助成金を返還すれば、受給が可能となります。

(※もちろん、その他の支給要件を満たしていることが前提となります。)

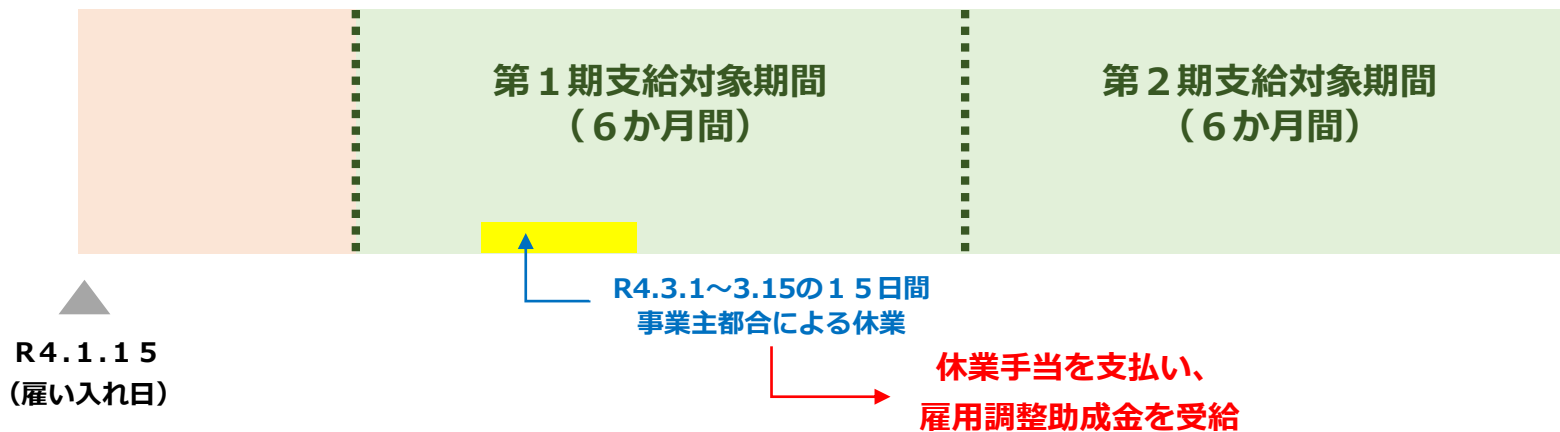
◆**具続体的な手続きは以下のとおりです。**

まず、「**受給済みの他の助成金が回収されることについての同意書(※)**」を支給申請書と一緒に提出してください。特定求職者雇用開発助成金については、雇用調整助成金が返還(対象労働者の分のみ返還)されていることを確認してからの支給となります。

(※同意書は厚生労働省のウェブサイトからダウンロードが可能です。)

特定求職者雇用開発助成金の対象者ですが、雇用調整助成金も受給しています。
この場合、申請は可能ですか？

【イメージ】



この場合、支給対象期間内の休業による雇用調整助成金の受給があるため、併給はできません。
(= どちらかの助成金しか受給できません。)

よくある質問⑱

法人事業所ではなく、個人事業所ですが、特定求職者雇用開発助成金の申請の際に、登記簿謄本や就業規則を提出する必要がありますか？

A

個人事業所は法人事業所と違い、登記簿謄本はありませんので提出は不要です。

就業規則は、個人事業所でも、労働基準法で従業員が常時10人以上いる場合、作成が義務付けられているため、提出が必要となります。

なお、従業員が10人未満の事業所で、就業規則を作成していない場合は提出は必要ありません。ただし、10人未満の事業所であっても、就業規則を作成している場合は提出をお願いします。

よくある質問②⑩

特定求職者雇用開発助成金の対象労働者ですが、支給対象期間の間、健康上の理由や本人都合で欠勤している日が多いのですが、助成金は支給されるのでしょうか？

A

特定求職者雇用開発助成金は、各支給対象期間中における実労働時間数（※）をタイムカード等で確認し支給額を算定いたします。

（※）労働基準法に定められた年次有給休暇も実労働時間に含まれます。

対象労働者が支給対象期間中、欠勤が多く、実労働時間が短い場合、助成金が不支給となる場合や、支給額が減額される場合があります。

※なお、事業主の都合により休業させた場合、労働基準法第26条による「休業手当」を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

よくある質問②①

特定求職者雇用開発助成金の対象労働者ですが、支給対象期間の間、**新型コロナウイルス感染症の影響による欠勤があり、実労働時間が少なくなっています。**
この場合も助成金は減額されるでしょうか？

A

対象労働者の実労働時間が一定基準を下回ると、支給額が減額されます。

しかし、令和5年5月7日までに雇入れられた方で、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響による実労働時間の減少の場合は、「天災等やむを得ない理由がある場合」として、減額を行わない特例を実施しています。

◆**具続体的な手続きは以下のとおりです。**

新型コロナウイルス感染症による影響で実労働時間が大きく減少し、上記特例を受けたい場合は、「**実労働時間の減少理由に係る疎明書**（※）」を支給申請書と一緒に提出してください。

（※疎明書は厚生労働省のウェブサイトからダウンロードが可能です。）